

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。申請期間内に申請していただくようお願いします。

支給要件

■ 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

■ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、次の児童は対象外です。

- ・「臨時福祉給付金」の対象※となる児童

※ 市町村民税（均等割）が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方
[市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族を除く]

<注意点>

・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含みます。

■ 支給額 対象児童1人につき**10,000円**

申請方法

申請方法は次のとおりです。

- **申請先** : 北相木村役場住民福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が北相木村にある方が対象です。
- **申請期間** : 平成26年7月7日（月）～ 9月30日（火）
- **提出書類** : **申請書**（同封の返信用封筒により郵送していただくか、住民福祉課までご持参ください。）

※受取方法に児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は以下の書類が必要です。

本人確認書類 住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

指定した口座が確認できる書類 金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

給付金の受取方法

児童手当の振込口座（または申請書に記載した指定口座）に入金されます。

<問い合わせ先> 北相木村役場 住民福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
電話：0267-77-2111